

相模原市監査委員公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健所の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年12月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年12月25日

2 監査の対象及び方法

この監査は、健康福祉局保健所において、平成27年度(平成27年10月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 地域保健課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(2) 医事薬事課

- ア 保健所・保健センター手数料の徴収に関する事務(所管分)
- イ 各事業の報酬の支出に関する事務

(3) 疾病対策課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 生活衛生課

- ア 保健所・保健センター手数料の徴収に関する事務(所管分)
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(5) 衛生研究所

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(6) 健康企画課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の扶助費の支出に関する事務

(7) 緑保健センター

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 中央保健センター

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(9) 南保健センター

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

地域保健課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 給食施設管理システム改修業務委託は随意契約により契約を締結しているが、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第27条第1項第1号に該当する場合に必要な、「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の決裁より前に支出負担行為の決裁がされていた。

イ 総合保健医療センターA館等清掃業務委託ほか1件の契約書約款及び給食施設管理システム改修業務委託の請書に添付された仕様書において、引用条項の誤りが見られた。

契約事務については、監査の結果において不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの数年注意喚起が再三再四行われた。また、本年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を十分に行わなかったため、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

これらのことは、契約事務が十分な確認を行わないまま執行されていることが原因であり、地域保健課において、適切に事務を処理するという意識が欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・

確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 健康福祉局保健所におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。